

# 重要事項説明書

## 渡辺病院訪問看護ステーション

あなたに対する訪問看護サービスの提供にあたり、当事業所があなたに説明すべき重要事項は次の通りです。

### 1 事業者

法人名	医療法人社団志朋会
住所	岐阜市加納城南通1丁目23番地
電話番号	058-272-2129
代表者	理事長 渡辺 寛

### 2 事業所

事業所名	渡辺病院訪問看護ステーション
住所	岐阜市加納城南通1丁目24番地1
電話番号	058-272-2220
FAX番号	058-278-3872
管理者名	源口 和恵
開設日	平成27年8月1日
指定事業所番号	2160190589

### 3 事業の目的および運営の方針

#### (1) 事業の目的

指定訪問看護（指定介護予防訪問看護）事業の適正な運営を確保するために必要な人員、組織及び運営管理に関する事項を定め、患者・利用者の意思及び人格を尊重し、心身の機能の維持回復を目指すことにより可能な限りその居宅において日常生活を営むために適正な訪問看護を提供することを目的とします。

#### (2) 運営方針

患者・利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努め、在宅において可能な限り自立した生活を営むことができるよう市町村、保健・医療・福祉サービスとの連携のもと支援します。

#### 4 従業員の職種、員数および職務の内容

区分	資格	人数	職務内容
管理者	看護師	1名	職員の管理・利用申し込みに係る調整、業務の実施状況の把握とその他管理
看護師	看護師 准看護師	3名以上 (内1名管理者兼務)	訪問看護計画書及び訪問看護報告書の作成 ※訪問看護の提供
理学療法士	理学療法士	1名以上	訪問リハビリの提供

#### 5 営業日および営業時間

平日	8:30~17:30
土曜日	8:30~17:30
休業日	日・祝日・年末年始(12月30日~1月3日)
24時間緊急時体制	休日及び営業時間外は、携帯電話への連絡となります

#### 6 訪問看護の内容・費用の額

別紙「訪問看護のご案内」をご参照下さい。

#### 7 通常の事業の実施地域

岐阜市(長良川より南の地域) ・ 岐南町の一部(国道156号線より西側)。

#### 8 緊急時の対応

利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨機応変の対応をするとともに速やかに主治医に連絡しその指示を仰ぐ。また家族等緊急連絡先に連絡をします。

#### 9 相談・苦情の受付

「利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要」をご参照下さい。

#### 10 虐待防止に関する事項

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じます。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話措置等を活用して行う事ができるものとする)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- (2) 虐待防止のための指針を定めます。
- (3) 従業者に対し虐待を防止するための年1回以上の定期的な研修を実施します。
- (4) 担当者を設置し、上記(1)~(3)に掲げる措置を適切に実施します。

#### 11 身体拘束等の原則禁止

事業所は、サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者等の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体拘束等」という。)を行いません。

身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録することとします。

## 1 2 秘密保持

- (1) 事業者及び従業員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。従業員でなくなった場合も同様とします。
- (2) 利用者・家族の個人情報を用いる場合は予め利用者・家族の同意を得ることとします。

## 1 3 協力医療機関

当事業所では、下記の医療機関に協力をいただいています。

- ☆ 医療法人社団志朋会 加納渡辺病院（外科・内科・整形外科・リハビリテーション科等）  
岐阜市加納城南通 1 丁目 23 番地 TEL：058-272-2129

## 1 4 その他の運営に関する重要事項

安全な訪問看護サービスの提供のために、次の事項にご留意下さい。

- (1) 利用者の体調に変化があった際は、事業所にご一報下さい。
- (2) 金銭の取り扱いは致しかねます。
- (3) 同居家族に対する訪問看護サービスの提供は禁止されています。
- (4) 看護師等に対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。
- (5) 事業所では原則として利用者宅の鍵のお預かりはいたしません。鍵の取り扱いについては、利用者又は家族様とご相談させていただきます。
- (6) サービス利用契約中に、ご利用者、ご家族が暴力、ハラスメント行為を行った場合はサービスを中止し、状況の改善や理解が得られない場合は、契約を解除する場合があります。（叩く・蹴る・暴言で威嚇する・怒鳴る・身体を押さえつける・性的な発言をする・叫ぶあるいは大声を出す）

## 附則

- この規定は、平成 27 年 8 月 1 日より施行する。  
平成 29 年 4 月 1 日より施行する。  
平成 30 年 4 月 1 日より施行する。  
令和 06 年 4 月 1 日より施行する。